

監 発 第 55 号
令和2年2月12日

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 加 藤 裕



酒田市監査委員 高 橋 千代夫



定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
農林水産部 農政課	11月30日	12月23日～ 2月10日	1月15日
農林水産部 農林水産課	11月30日	12月23日～ 2月10日	1月16日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	監査結果	
農林水産部 農林水産課	指摘事項	農村環境改善センター使用料の減免について、事務決裁規程上、使用料の減免の決定は、課長の専決事務となっているが、全ての減免申請書は担当者の確認印のみで、課長の決裁を失念していた。公の施設に係る使用料の減免は、本来利用者が負担すべき使用料を減額又は免除する重要な手続きであることから、事務決裁規程に則り適切に事務処理を行うこと。
農林水産部 農林水産課	注意事項	松山農村環境改善センター受付・清掃等業務委託について、契約上、委託料の支払い日は、当月分を翌月払いと規定しているが、4月分から8月分の委託料1,136,155円は、令和元年10月30日にまとめて支払ったため、4月分は4か月、5月分と6月分は2か月を超えて遅延していた。遅延理由として担当課は、今年度から管理業務を直営方式から委託方式に切り替えたが、受託者である松嶺コミュニティ振興会から毎月の業務完了報告書、請求書の提出がなかったこと、担当課も受託者への業務報告書提出の催促を怠り、一連の支払い事務を失念したためとしている。受託者との意思疎通不足や担当課と総合支所との連携不足が遅延要因として挙げられるので、管理する施設の状況を一番把握できる総合支所に予算執行含めて一元化を検討するなど、適切に予算管理を行うこと。